

新型コロナウイルス支援情報
「テイクアウト支援事業」を実施

新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛などの影響を受けた市内飲食店の事業継続を支援するため、飲食店がテイクアウトサービスを開始または継続する場合に定額を補助します。

対象

市内で飲食店を営む中小企業者など（デリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店、イートインスペースを設けた食品販売店など店内飲食を中心としない店舗は対象外）

給付額

1店舗当たり10万円

申請方法

市ホームページにある申請書を郵送で提出

申請期限

2月28日(日) 必着

問(市)観光振興課 観光振興係



▲ホームページはこちら

三木税務署からのお知らせ

令和2年分

確定申告について

サラリーマンや年金受給者のための還付申告会場

日時 2月2日(火)～15日(月)

(土日祝除く)

午前8時30分～午後4時

場所 三木税務署

対象者 「年金受給者」、「給与所得の医療費控除、住宅借入金特別控除」の方、「中途退職」の方など

申告書作成会場

日時 2月16日(火)～3月15日(月)

(土日祝除く)

午前8時30分～午後4時

場所 三木税務署

注意点

感染リスク軽減のための税務署からのお願い
・会場の混雑緩和のため、会場

市・県民税(住民税) 国民健康保険税

の申告をお願いします

問(市)税務課 市民税係

申告期間 2月16日(火)～3月15日(月)

令和2年分所得の申告相談を表のとおり実施します。1月1日現在、市内在住で、次に該当する方は申告が必要です。

・令和2年中に営業や農業、その他の事業、不動産、年金、利子、配当などの所得があった方

・会社員で給与以外に所得があった方や令和2年中に退職した方
・日給者で勤務先から給与支払報告書が提出されない方

・国民健康保険に加入している方

●注意事項
・税務署に所得税の確定申告をする方は申告不要です。

・新型コロナウイルス感染予防のため、可能な限り郵送での申告をお願いします(1月末に郵送の申告書様式に返信用封筒を同封していただきます)。
・申告に必要なものなどは、広報みき1月号6ページをご覧ください。

素敵な出会いを見つけてみませんか?

122組がみきで愛(出会い)サポートセンターを通じて成婚

「みきで愛(出会い)サポートセンター」では、出会いサポーターが結婚に関する相談やお見合い相手のご紹介などを中心に婚活をサポートします。ここでは、成婚したカップルの声をお届けします。

成婚者の声

●コロナ禍で自粛・制限の中での活動となりましたが、サポーターの方を通じて親密な関係を築くことができました。
●地元出身だったので、学校や地元ならではの話がきっかけとなり、気が合う相手と出会うことができました。

●サポーターさんは、お付き合いが始まってからも、その後の流れについての確にアドバイスしてくださいました。
●私のことを気にかけてくださり、こまめに連絡をくれたので、途中で諦めることなく婚活を続けることができました。

結婚相談を実施中(要予約)

日時 ①平日：午前9時～午後4時

②第2日曜(祝日の場合は翌日)：午前10時～午後4時

場所 ①市役所4階 縁結び課

②市民活動センター

対象者 20歳以上50歳未満の独身の方

費用 無料(相談場所や出会いの場でのお茶代、パーティー参加費などは相談者の負担)

申込 左記のホームページまたは電話で申し込んでください。

問・申込みみきで愛(出会い)サポートセンター(市縁結び課内)

☎82-10501



▲申込みはこちら